

本市工事に係る社会保険未加入対策について

豊橋市では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の改正や国等の取組をふまえ、本市が発注する建設工事において、建設事業者の社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て）の加入を一般競争入札の参加資格としますのでお知らせします。未加入の建設事業者は、落札候補者となることができません。ただし、法令により適用除外とされる事業者は除きます。

具体的な内容については、下記のとおりです。

なお、入札参加資格審査（建設工事）の申請においては、平成28年1月から実施する予定の定時の資格審査（有効期間：平成28年4月1日から30年3月31日まで）から資格要件としますのでご承知おきください。

記

- 1 適用日 平成27年7月1日
- 2 対象 上記の適用日以降に公告を行う入札
- 3 加入状況の確認

社会保険の加入の確認は、次の資料等により行います。

- (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- (2) (1)の資料で確認できない場合は、以下の書類のいずれか

健康 保 険 ・ 厚 生 年 金	<ul style="list-style-type: none">・年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」・直近1月分の社会保険料の領収書の写し・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し・標準報酬月額決定通知書の写し・社会保険料納入証明書・健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合）・届出の義務がない場合は、別紙様式第1号
雇 用 保 険	<ul style="list-style-type: none">・公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」・直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）・労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し・公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書・届出の義務がない場合は、別紙様式第1号

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書

平成 年 月 日

豊橋市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名



下記理由により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことを申出します。

【健康保険及び厚生年金保険】

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関()に問い合わせを行い判断しました。

【雇用保険】

- 暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため。
- 役員みの法人であるため。
- 使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- 使用する労働者の全てが、別表の「被保険者にならない者」に該当するため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関()に問い合わせを行い判断しました。

別表 雇用保険の被保険者になる者・ならない者の具体例

区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
短時間就労者 (パートタイム 一) 派遣労働者	正社員等の者と同じく、次の2つの要件をともに満たせば被保険者となります。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ② 31日以上雇用見込みがあること。	左記①または②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。
学生・生徒	昼間学生であっても、次に掲げる方は被保険者となります。 ① 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。 ② 休学中の方(この場合、その事実を証明する文書が必要となります)。 ③ 事業主の命により(雇用関係を存続したまま)大学院等に在学する者。 ④ 一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる方(この場合、その事実を証明する文書が必要となります)。	学生・生徒等で、通信教育を受けている者・大学の夜間学部・高等学校の夜間又は定時制課程の者等以外の者(左記①から④に該当する者は除く)については、適用事業に雇用されても被保険者となりません。
法人の取締役 及び合名会社等の 社員、監査役、 協同組合等の社団 又は財団の役員等	法人の役員は原則として被保険者となりません。しかし、同時に部長・支店長・工場長等会社の従業員としての身分も有している(=兼務役員)場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働者的性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります(この場合、就業規則・登記事項証明書・貸金台帳・雇用契約書等の関係書類等の提出が必要となります)。	左記の区分に記載された法人等(以下「法人等」という。)の代表者(会長・代表取締役社長・代表社員等)は被保険者となりません。また、法人等の役員等(取締役・監査役等)についても、原則として被保険者となりません。
2以上の適用事業 主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません(二重の資格取得はできません)。
試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。 賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	原則として、被保険者となりません。
長期欠勤者	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	
家事使用人		原則として、被保険者となりません。
在日外国人	日本国に在住し、合法的に就労する外国人は、国籍(無国籍を含む。)のいかんを問わず被保険者となります。 また、外国人技能実習生として受け入れられ、技能等の修得をする活動を行う場合には、受入先の事業主と雇用関係にあるので、被保険者となる。	外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者は被保険者となりません。 外国人技能実習生のうち、入国当初に雇用契約に基づかない講習(座学(見学を含む))により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。)が行われる場合には、当該講習期間中は受入先の事業主と雇用関係にないので、被保険者となりません。

事業主と同居の親族	<p>次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p> <p>① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。</p> <p>具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと（この場合、登記事項証明書、当該事業所に雇用されている他の労働者の出勤簿などの関係書類等の提出が必要となる場合があります）。</p>	<p>個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族は、原則として被保険者となりません。</p>
国外で就労する者	<p>出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。</p>	<p>海外で現地採用される者は、被保険者となりません。</p>
船員	<p>船舶所有者に雇用されている間は、乗船している船舶が航行する領域にかかわらず被保険者となります。</p> <p>船員法に規定する特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」（乗船契約）の間のみならず、船内で使用されることを内容としない「雇用契約」（予備船員としての契約）が締結される場合にも、その間において継続して被保険者となります。</p>	<p>船員であって、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者（1年を通じて雇用される場合を除く）は、被保険者となりません。</p>
公務員		<p>国、県、市町村その他これに準ずる事業に雇用されている者で、離職時に受ける諸給与が失業等給付の内容を超える者は被保険者となりません。</p>
生命保険会社等の外務員・外交員・営業部員等	<p>職務の内容やサービスの態様について事業主の指揮監督を受けてその規律の下での労働を提供し、それに基づいて給与が算出されているなど、雇用関係が明確に存在している場合は被保険者となります。</p>	<p>雇用関係が明確に存在していない場合は、被保険者となりません。</p>
在宅勤務者 ※労働日の全部またはその大部分について事業所の出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者	<p>事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用され、次の5つの要件をすべて満たせば被保険者となります。</p> <p>① 指揮監督系統が明確なこと。</p> <p>② 拘束時間等が明確なこと。</p> <p>③ 各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。</p> <p>④ 報酬が、勤務した時間または時間を基礎としていること。</p> <p>⑤ 請負・委任的でないこと（この場合、就業規則、賃金規定などの関係書類等の提出が必要となります。）。</p>	<p>左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。</p>

（出典）愛知労働局発行「雇用保険のしおり（平成26年10月）」